

合流式下水道緊急改善事業

合流式下水道を採用する地方公共団体において、計画期間 5 年以内の「合流式下水道緊急改善計画」（計画策定期間は平成 19 年度より 3 年間以内）を策定し、合流式下水道の改善を緊急的に推進するもの。通常の補助対象に加え、下記の項目が補助対象となっている。

- 雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設
- 雨水貯留施設
- 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管きよ
- 雨水浸透施設（雨水貯留施設と同等の機能を有し、同施設より経済的なもの）
- 雨水放流きよ（雨水貯留施設と同等の機能を有し、同施設より経済的なもの）
- 分流化に係わる管きよ（上記による改善対策より経済的なもの）